

平成 22 年 12 月 13 日

経済産業省  
商務情報政策局商務流通グループ商務課 御中

全 国 銀 行 協 会

「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針(案)」に対する意見の提出について

平成 22 年 11 月 13 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	全般	「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の法的な位置付けについて確認したい。	金融庁が規定する各監督指針は、基本的に「外部効果(※)」を有しない規制とされており、本指針も同様の解釈でよいか確認するもの。  (※)「外部効果を有する」とは、行政機関が法令の解釈や運用の基準を示すことによって、「法規命令」(政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任にもとづく命令を定めた告示)以外のかたちで私人の権利義務に関わる事項について定めていることを指す(金融庁ウェブサイト)。
2	全般	「委託者等」(委託者または店頭商品デリバティブ取引の相手方)と定義がある一方、「顧客等」については定義が見当たらないことから、相違点を教示いただきたい。	確認のため。
3	全般	監督に係る事務処理上の留意点の公表等を予定しているか確認したい。	左記留意点は、どのような手順で監督を行うかを明確にするものであるが、これが公表されておらず、確認するもの。
4	全般	法令照会に係る手続きやノーアクションレター制度等に係る記載がないが、法令に関し不明点があった場合は、主務省担当課に適宜問い合わせをしてよいとの理解でよいか。	確認のため。
5	全般	特定店頭商品デリバティブ取引業者記載箇所を除き、業対象外取引は、本監督指針の規制対象外との理解でよいか。	確認のため。
6	全般	本監督指針の適用時期については、経過措置等を設けるなど、十分な配慮をいただきたい。また、経過措置を設けることが困難な場合は、直ちに本指針に沿った態勢が整備されない場合でも、態勢整備に向けた取組みがなされていれば、問題ないとの理解でよいか。	本監督指針の確定から商先法が施行されるまでの期間は、極めて短いものとなっており、相応の配慮を求めるもの。  後段部分については、平成22年4月16日付「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁)、(別紙1)「提出されたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」(以下「平成22年4月16日付金融庁の考え方」という。)項番1参照。
7	全般	本監督指針で求める体制については、商品先物取引業の取扱いが限定的な業者や商品先物取引仲介業者の場合、銀行法や金融商品取引法等にもとづく他の業務について、すでに同種の体制が整備済みの場合は、商品先物取引業に限定した新たな対応を個別に行うことまで求めているとの理解でよいか。	一般的に銀行は、店頭商品デリバティブ取引についても金融庁が定める各監督指針に則して態勢整備を図っているところであり、二重の負担とならないことを確認するため。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
8	I (全般)	<p>別途検討中の「商品先物取引業者等検査マニュアル(仮称・案)」と同様に、本監督指針においても、例えば、以下のような趣旨の文言の追加を検討いただきたい。</p> <p>「業務の種類や具体的業務内容等が異なることから、商品先物取引業者等自らの責任のもと、その特性を考慮しながらも適切な管理態勢が構築されていることが肝要である。」(検査マニュアル案6頁)、「本検査マニュアルは、検査対象先の範囲が会社法上の大会社から個人業者まで広範に亘ることから、検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用することが求められる。」(同8頁)。</p>	各社の業務の実態に応じた対応が認められることを明確化するため。
9	II (全般)	いわゆる専業業者(商品先物取引業を主たる業務とする者)と兼業業者(商品先物取引業の取扱いが限定的な者)について、記載上、特段の差異が設けられていないが、経営管理等の態勢整備については、商品先物取引業の取扱いが限定的な者にとって過大な負担とならないよう、顧客保護に支障が無いことを前提に、各社の業務の実態に応じた対応が認められることを確認したい。	確認のため。
10	I-1-1	本文17行目【引業】という。】と【以下同じ】との間の、【】という。】は【】をいう。】の誤植ではないか。	確認のため。
11	I-1-2(3)	「主務省は、商品先物取引業者等の自己責任原則に則った経営判断を法令等に基づき検証する。」とあるが、「法令等」に含まれる規制は、具体的にはどういったものを想定しているのか例示いただきたい。	確認のため。
12	I-2	業者ごとの適用表がないが、今後作成する予定があるか確認したい。	確認のため。
13	II-1-1(1)③ II-1-1(2)⑦	II-1-1(1)③に記載されている「また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。」との記載は不要ではないか。	II-1-1(1)③とII-1-1(2)⑦の両項目に、左記の文言があり、代表取締役と取締役会の「承認」が重複しているため。なお、金融庁が定める「主要行等向けの総合的な監督指針」(以下「主要行等向け監督指針」という。)では代表取締役の項目(同指針III-1-2-1(1)④)に該当の記述はない。
14	II-1-2(5)	「商品先物取引法施行規則第80条第1項第16号に規定する兼業業務が商品先物取引業を行うに当たって支障がないこと」と、「役員の選任議案の決定プロセス等」との間にとどのような関連があるのか確認したい。	確認のため。
15	II-1-3 II-6 II-9(7)⑥	「暴力団員」、「暴力団と密接な関係」等と「反社会的勢力」が混在しているが、「反社会的勢力」で統一した方が良いのではないか。	「反社会的勢力」という言葉の方が範囲が広い。極端な場合、反社会的勢力は顧客として排除対象だが、業者としては暴力団関係者でない限り許可が得られるように読み取れるため。

項番	該 当 箇 所(条 項 番 号 等)	意 見	理 由 等
16	Ⅱ-2	純資産額規制比率(法第211条)においては、「銀行その他の政令で定める者を除く。」とされているため、Ⅱ-2(リスク相当額の把握を含む)の規定は、「銀行その他の政令で定める者」は適用を受けないとの理解でよいか。	確認のため。
17	Ⅱ-3-3(1)④	「危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。」とあるが、営業店別の体制整備まで求めることは過剰ではないか。	営業店レベルにおいては、統一的な対応をする方が危機管理上好ましいケースも想定されるため。
18	Ⅱ-3-4 Ⅱ-3-5	「主務大臣の定めるところにより算出された」市場リスク、取引先リスクを適切に管理することが重要とあるが、銀行の場合、純資産額規制比率対象外であることから、対象外との理解でよいか。	確認のため。
19	Ⅱ-4-2	適合性の判断は、金商法以降、知識・経験・財産状況・目的の4つの要素をもって行うとの整理であると理解しているが、「リスク管理判断能力」を追加する趣旨を確認したい。また、同要素に係る判断については、法人向けヘッジ取引を主とする業者では、当該ヘッジ取引が有効なヘッジ取引として、取引終了まで機能することを顧客から確認する等、金融庁の主要行等向け監督指針の趣旨に則った対応をすること、との理解でよいか。	確認のため。
20	Ⅱ-4-2	顧客カードについては、所定の内容を満たせば、様式は適宜作成すればよいとの理解でよいか。	確認のため。
21	Ⅱ-4-2(1)① Ⅱ-4-2(2)③ Ⅱ-4-3-4(1)③	「顧客管理部門」は、「顧客管理責任者」(Ⅱ-4-2(2)②、各営業部門の管理責任者等)とどのような関係にあると想定しているのか。また、「顧客管理部門」と「内部管理部門」(Ⅱ-4-3-4(2)②、Ⅱ-4-4(1)①等)はどのような違いがあると想定しているのか。	確認のため。
22	Ⅱ-4-2(1)②、③	「顧客管理部門」とは、適合性判断等を各営業部で行っている場合は、当該各営業部を指すとの理解でよいか。	確認のため。
23	Ⅱ-4-2(2)② Ⅱ-9(7)⑤ハ	「顧客管理責任者」を新たに社内規則等で定め、各営業拠点毎に当該名称の者を設置することまで求めるものではないとの理解でよいか。また、日商協規則における指導責任者が、顧客管理責任者を兼ねても問題ないとの理解でよいか。このほか、Ⅱ-9(7)⑤ハにも同様の記載があるが、同様の理解でよいか。	ほぼ同様の役割の者が既に設置されている場合、実態上は問題ないと考えられるため。

項番	該 当 箇 所(条 項 番 号 等)	意 見	理 由 等
24	Ⅱ-4-3-1(2)、(4)、(5)	委託または申込を行わない旨を表示した顧客への勧誘の禁止(法第214条第5号)、勧誘を受ける意思の確認(法第214条第7号)、不招請勧誘の禁止(法第214条第9号)に関し、顧客が特定委託者または特定当業者である場合については、適用されないとの理解でよいか。	確認のため。
25	Ⅱ-4-3-2(1)②ホ	店頭商品デリバティブ取引においては、ポジション保持のために追加的に証拠金または現金を預託する必要がある場合もあることから、例えば、「ポジション保持のために追加的に証拠金または現金を預託する必要がある場合には」といった文言に修正いただきたい。	明確化のため。
26	Ⅱ-4-3-2(2)①	当該留意事項で定める「相談及び苦情に対する具体的な取扱方法について記載することとする」とは、商先法省令にかかるパブリックコメント回答(項番376)において示されたとおり、「各種照会等に対応する窓口適切に取り次ぐ体制になっていることを前提に、代表電話番号等を記載すること」も妨げられないとの理解でよいか。	確認のため。
27	Ⅱ-4-3-2(2)③	ロスカットの定めが特段ない、法人を相手方とするヘッジ目的の店頭商品デリバティブ取引においては、「取引を決済する方法」に、ロスカット取引に関する事項は記載不要との理解でよいか。	確認のため。
28	Ⅱ-4-3-2(4)	I-1-1において、「委託者等(委託者又は店頭商品デリバティブ取引の相手方をいう。以下同じ。)」と定義されている。Ⅱ-4-3-2(4)は「委託者」を対象としているのであって、店頭商品デリバティブ取引の相手方は対象に含まれないとの理解でよいか。	確認のため。
29	Ⅱ-4-3-2(4)①	法214条の禁止行為の「説明」は法定事項ではないことから削除していただきたい。	明確化のため。
30	Ⅱ-4-3-2(4)①	法第220条の4の規定にもとづき、顧客が特定委託者または特定当業者である場合については、適用されないとの理解でよいか。	確認のため。
31	Ⅱ-4-3-2(4)③ Ⅳ-2(2)③	純資産額規制比率の対象外先となっている者は本項目の適用対象外との理解でよいか。また、Ⅳ-2(2)③も同様に適用対象外との理解でよいか。	業対象外取引である自己勘定取引に関する説明を顧客に行うことは違和感があるため。
32	Ⅱ-4-3-2(6)	対象は商品市場取引であって、店頭商品デリバティブ取引は対象外との理解でよいか。	確認のため。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
33	Ⅱ-4-3-6(3)	「なお、特定委託者及び特定当業者は適用されない点に留意が必要である」とあるが、(3)誇大広告に関する留意事項についても適用されないのか。	法第214条第1号における禁止事項(断定的判断の提供等の禁止)は、特定委託者または特定当業者にも適用されることと矛盾すると考えられるため。
34	Ⅱ-4-3-6(5)	「広告管理責任者が配置され、審査基準にもとづいた適正な審査が実施されているか」とあるが、「広告管理責任者」の資格要件や配置基準等について、具体的な定めはあるか。外務員登録者以外でも、適正に審査を行うことができる者であれば、問題ないとの理解でよいか。	確認のため。
35	Ⅱ-4-3-7 Ⅱ-4-3-8	商品先物取引に関するあっせんについて、例えば全銀協を利用する場合には、本指針に記載がある「日商協におけるあっせん・調停制度」は「全銀協におけるあっせん・調停制度」と読み替える対応を行うことでよいか。	確認のため。
36	Ⅱ-4-3-7 Ⅱ-4-3-8 Ⅱ-4-4	店頭商品デリバティブ取引について、2010年12月31日以前に成約した取引、および2010年12月31日以前に成約し苦情化している取引についても、遡及して適用されるとの理解でよいか。  許可申請を行い、引続き商品先物取引業を行う者と、許可申請を行わず決済の終了のみ行う者で解釈が異なる場合は併せて確認したい。	確認のため。
37	Ⅱ-4-3-9(1) Ⅳ-1 Ⅳ-2(2)④	分離保管が原則適用のない法人向け店頭商品デリバティブ取引のみを取り扱う銀行は、適用除外との理解でよいか。	確認のため。
38	Ⅱ-4-4(1)	内部管理部門へ迅速かつ適切に報告を行っており、組織全体で十分な管理・牽制態勢が整っている場合には、取締役会への報告は必ずしも事故発生の都度行う必要はないとの理解でよいか。	確認のため。
39	Ⅱ-6(2)①イ	暴力団排除条項について、商品デリバティブ取引を行う前段階における預金口座開設時や銀行取引約定書締結時に既に対応している銀行の場合にあつては、個別の店頭商品デリバティブ取引に係る契約書等にまで導入を求める趣旨ではないとの理解でよいか。	確認のため。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
40	II-6(2)⑤	銀行において人事担当と取締役会へ直ちに連絡することは、組織の規模・形態上実務的に対応困難であることから、組織全体で必要十分な態勢が整っている場合には、担当部署への連絡等による対応を許容する規定としてほしい。	組織形態や業務等の実情に応じた態勢とすることが、実効性の観点からも適切と考えられるため。
41	II-8	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(以下「金商業者等向け監督指針」という。)Ⅲ-3-3(3)①および②と同様に、本店における集中保管の対応を許容することを明らかにしていただきたい。	金商業者等向け監督指針を受け、帳簿類については本店において集中管理している銀行があるため。
42	II-9(3)	「無人の営業所又は事務所についても、法第198条第1項の規定による標識の掲示を行う必要があることに留意するものとする」とあるが、商先法省令パプコメ回答208の記載のとおり、商品デリバティブ取引を行っていない無人の営業所または事務所(例えばATMコーナー等)は、標識の掲示は不要との理解でよいか。	確認のため。
43	II-10(1)③	「注文の受発注」とあるが「注文の受注」としていただきたい。	金商法においては、発注のみの場合は登録不要と解釈されており、平仄をとるため。 (参考) 平成16年9月1日付 日証協(資)16第103号「外務員登録の対象となる外務員の範囲について」
44	II-10(1)⑤	苦情相談業務を行う者については、外務員登録の範囲から除外していただきたい。もしくは、例えば、店頭商品デリバティブ取引に係る苦情対応を行う本部専門部署等に限定した対応を許容いただきたい。	多数の店舗で多種の商品を取扱い、かつ商品先物取引業の取扱いが限定的な銀行にとって、苦情相談を行う者全てに対し外務員登録を求めることは、過剰感があり負担も大きいため。また、金商業者等向け監督指針IV-4-3(1)においては、苦情相談業務を行う者は外務員登録が必要な範囲とはされていない。
45	IV-2(1)	「優越的立場を強調して勧誘」とは、「自己の取引上の地位を不当に利用する」との金商法業等府令第150条第3号と同趣旨との理解でよいか。	明確化のため。
46	IV-2(2)	商先法の規制対象外とされる取引や説明義務等が適用除外される取引(特定委託者・特定等業者を相手とする取引等)についてまで、一律の対応を求めるものではないとの理解でよいか。	確認のため(「平成22年4月16日付金融庁の考え方」項番12・13参照)。
47	IV-2(2)①	店頭商品CFD取引を想定した規定と考えられるが、店頭商品デリバティブ取引において、「始値」「高値」「安値」「終値」の概念が無い場合には、個別の商品性に応じた提示方法が許容されるとの理解でよいか。	確認のため。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
48	IV-2(2)②	店頭商品デリバティブ取引においては、実取引に照らして説明に馴染まないことから、特に説明を求められた場合にのみ、都度カバー取引を行っているわけではない実態等を適宜説明する対応でよいか。	確認のため。
49	IV-2(2)③	IV-2(2)③の自己勘定取引に係る説明については、同様の内容がII-4-3-2(4)③にも記載されているが、対象は「委託者」とされている。IV-2(2)③も「委託者」に対する説明を想定しているとの理解でよいか。仮に店頭商品デリバティブ取引の相手方に対して店頭商品デリバティブ取引業者が説明すべき事項である場合、どのような趣旨にもとづいて、どのような説明を行うことになるか確認したい。	確認のため。
50	IV-2(2)⑥、⑦	項番⑥および⑦の説明に関しては、あらゆる商品に対し、一律に全ての対応を求めるものではなく、顧客の知識、経験、財産の状況および取引を行う目的を踏まえ、商品内容やそのリスクに応じた対応が許容されるとの理解でよいか。	確認のため(主要行等向け監督指針「Ⅲ-3-3-1-2(2)①イ」参照)。
51	IV-2(2)⑥イ	最悪のシナリオについては、例えば、過去のストレス時も含めた一定期間内における最悪値を用いることも、1つの方法であると考えてよいか。	確認のため(「平成22年4月16日付金融庁の考え方」項番34参照)。
52	IV-2(2)⑥ロ、⑦ハ	顧客が許容損失額を明らかにしない場合は、合理的な最悪シナリオにもとづく想定最大損失額を提示したうえで、顧客が理解し了解を得た旨確認することを原則としつつ、顧客の許容損失額の確認については、銀行が顧客へのヒアリング・与信判断における検証を通じて可能な限り対応するとともに、顧客から損失許容額の明言がなかった場合や、損失許容額が最大損失額等を下回る場合は、最大損失額や中途解約清算金の説明を行い、「最悪のシナリオに至らない場合であっても顧客の事業状況や金融指標等の状況等によっては、顧客が許容できない損失が発生する可能性があること」について顧客に説明し、顧客が理解したうえで了解を得た旨の記録を残すことで問題ないか。	確認のため(「平成22年4月16日付金融庁の考え方」項番37参照)。
53	IV-2(2)⑥ロ、⑦ハ	「顧客が許容できる損失額」については、顧客の申出等により確認することを想定しており、業者が独自に調査等を行うことまでを求める趣旨ではないとの理解でよいか。	確認のため(「平成22年4月16日付金融庁の考え方」項番39参照)。
54	IV-2(2)⑧イ、ロ	「ヘッジ手段として有効に機能する場面は、契約終期まで継続すると見込まれること」を確認しているかとは、契約時点においてヘッジ手段として有効に機能することが確認可能で、契約前の相当期間についても同様のヘッジニーズが認められる場合、今後の契約期間についてヘッジニーズ縮小等が予想される積極的な理由がないことを確認できれば十分との理解でよいか。	確認のため(「平成22年4月16日付金融庁の考え方」項番59参照)。



項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
55	IV-2(2)⑧イ	顧客の事業の状況や市場における競争関係については、銀行における与信手続において、十分な確認・検証を行うことで問題ないとの理解でよいか。	確認のため(「平成22年4月16日付金融庁の考え方」項番60参照)。
56	IV-2(2)⑩	取締役会議事録の写しを徴収することが一律に求められるわけではなく、ヒアリングや確認書等の受入れ等によることも妨げられないとの理解でよいか。	確認のため(「平成22年4月16日付金融庁の考え方」項番75・76参照)。
57	IV-2(2)⑪	「店頭商品取引契約」は、店頭商品デリバティブ取引の誤植ではないか。	確認のため。
58	IV-3(1)、(4)	1.「相手方」とは「顧客」のことを示すとの理解でよいか。 2.銀行または法人向け店頭商品デリバティブ取引の適用除外を明記願いたい。	確認のため。 ①銀行は純資産額規制比率の規制対象外であること、②店頭商品デリバティブ取引のカバー取引については、全ての取引においてBtoBでカバーするわけではないこと、③同様の記載ある金商業者等向け監督指針IV-3-3-4では、個人向けの通貨関連店頭デリバティブのみを対象としていること、過剰な規制により負担が大きいことから、これを回避するため。
59	IV-3(3)	これらの内容は、取引証拠金を受け入れない法人顧客を相手方とするヘッジ目的の店頭商品デリバティブ取引には適用されないとの理解でよいか。	確認のため。
60	IV-3(4)③	「常時モニタリングする体制」について、商品先物取引業の取扱いが限定的な者は、業務の実態に応じ、必ずしもリアルタイムでの監視まで求めるものではないとの理解でよいか。また、モニタリング実施部署は、フロント部門と分離されていれば必ずしも「バックオフィス」に限定されるものではないとの理解でよいか。	確認のため。